

広島県豪雨災害復旧融資

(一社) しんきん保証基金保証

(平成31年1月4日現在)

1. 商品名	○広島県豪雨災害復旧融資
2. お取扱期間	○平成30年7月10日(火)から平成31年3月29日(金)まで
3. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ①平成30年7月5日以降の豪雨災害被災者の方 ②満20歳以上の方 ③安定継続した収入のある方 ④当金庫の会員または会員となる資格(下記iもしくはiiに該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
4. お使いみち	○平成30年7月5日からの豪雨災害の被災にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕資金 ②自動車の修理・買換え資金 ③家具・家電等の修理・買換え資金 ④申込人が当金庫から借入れされた(一社)しんきん保証基金付個人ローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※融資金は、原則として支払先等への振込みによりお支払いいただきます(振込手数料は別途ご負担いただきます)。 ※次の資金はご融資の対象外とさせていただきます。 事業性資金、個人間売買による購入資金、支払先が申込人またはその配偶者・親(配偶者の親を含む)・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金
5. ご融資形態	○証書貸付
6. ご融資金額	○500万円以内(1万円単位) ただし、資金用途に「住宅の補修・修繕資金」を含む場合は1,000万円以内といたします。 【500万円超の場合に含まれる「住宅の補修・修繕資金」の建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権
7. ご融資期間	○<固定金利型>3ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位) ただし、ご融資金額が500万円超の場合は3ヶ月以上15年以内

8. ご融資利率	年1.50%（固定金利、保証料率 年0.25%を含む）
9. ご返済方法	<p>○毎月元金均等または元利均等割賦返済。</p> <p>○お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。</p> <p>○元金返済据置期間は6ヵ月以内。</p> <p>※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。</p>
10. 保証人・担保	○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
11. 保証料	○融資利率に含まれますので別途必要ありません。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）等があります。 利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
13. その他	<p>○当金庫HP（http://www.shinkin.co.jp/midori/）より仮審査のお申込をすることができます。</p> <p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>